官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（一九）　二
○公職選挙法の一部を改正する法律（二〇）　三
〔その他告示〕
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（デジタル庁・法務一、二）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務七八）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二二）　四
○インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二三）　四
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一二四、一二五）　五
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五二一）　六
○保安林の指定をする件（同五二二～五二八）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五二九）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛七七～七九）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一四四）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委五）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委九）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委八）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委四一）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委三八）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委六七）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委二八）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委六）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委三九）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　公正取引委員会　長野県
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
押収物還付公告の取消、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第一九号）（総務省）

1　ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

㈠　ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこととした。

㈡　公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととした。（第一四四条の四の二関係）

2　ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二三五条の三第二項関係）

3　施行期日等

㈠　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

㈡　選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三項関係）

㈢　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第二〇号）（総務省）

1　公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員一〇人以下で車両総重量三・五トン未満とすることとした。（第一四一条第一項及び第六項関係）

2　公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「五号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ四二センチメートル、幅四〇センチメートル以内とすることとした。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止することとした。（第一四三条第一項及び第一三項関係）

3　施行期日等

㈠　適用区分

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

㈡　施行期日

この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

法　律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月二日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十九号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条の四の次に次の一条を加える。

（ポスター掲示場に掲示するポスターの記載）

第百四十四条の四の二　第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2　公職の候補者は、その責任を自覚し、第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

第百四十四条の五中「前条」を「第百四十四条の四」に改める。

第百六十八条第四項中「第百五十条の二」を「第百四十四条の四の二第二項」に改める。

第二百三十五条の三の見出し中「又は選挙公報」を「、選挙公報等」に改め、同条第二項中「政見放送」を「第百四十四条の二若しくは第百四十四条の四の掲示場に掲示した第百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（検討）

3　選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月二日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項第一号中「（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、同条第六項中「町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）」を「乗車定員十人以下で車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号の車両総重量をいう。）三・五トン未満のもの」に改める。

第百四十三条第一項第四号の三を削り、同条第三項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、同条第四項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙事務所を表示するための文書図画」を「ポスター、立札、ちようちん及び看板の類」に改め、同条第六項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、同条第七項中「規定により掲示することができる」を削り、「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「規定により掲示することができる」を削り、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十項中「第一項の規定により掲示することができる」を「第一項第一号、第二号及び第四号の」に改め、「それぞれ一箇とし、その大きさは」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第一項に規定する」を「第一項第一号の」に改め、「（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）」、「（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）」及び「、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては」を削り、「）を超えては」を「を超えては」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項第二号及び第四号のポスター、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

第百四十三条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類の数は、それぞれ一に限る。

第百四十三条第十三項を次のように改める。

13　第一項第五号のポスターは、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル）を超えてはならない。

第百四十三条第十四項中「、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）」を削り、同条第十五項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第一項第五号」に改める。

第百四十四条第四項中「第百四十三条第一項第五号」を「第一項第二号」に、「衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該」を「衆議院名簿届出政党等が届け出た衆議院名簿に係る」に、「掲示することができず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル、それ以外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない」を「、掲示することができない」に改める。

第百四十四条の二第五項中「第百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に改め、「それぞれ」を削る。

第百四十四条の四の二中「第百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に改める。

第二百一条の四第九項中「第百四十三条第六項」の下に「及び第十三項」を加え、「、第四項」を削り、「第九項」を「第十一項」に改める。

第二百三十五条の三第二項中「第百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号」を「第百四十三条第一項第五号」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「若しくは第九項若しくは第百四十四条第四項」を「、第十一項若しくは第十三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年一月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

その他告示

○デジタル庁法務省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、令和七年三月十三日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和七年四月二日

1　認定認証業務の名称　e-Probatio PS2　サービス
2　認定認証業務を行う者の名称　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　大阪府大阪市北区大深町３番１号

内閣総理大臣　石破　茂

法務大臣　鈴木　馨祐

○デジタル庁法務省告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、令和七年三月十三日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和七年四月二日

1　認定認証業務の名称　e-Probatio PSA　サービス
2　認定認証業務を行う者の名称　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　大阪府大阪市北区大深町３番１号

内閣総理大臣　石破　茂

法務大臣　鈴木　馨祐

○法務省告示第七十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年四月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　竹中理比古

札幌法務局所属　森田　祐一

○外務省告示第百二十二号

令和六年四月十六日にサントドミンゴで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年二月二十八日に効力を生じた。

令和七年四月二日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ドミニカ共和国の経済の安定及び開発努力を促進する意図をもって、両政府間の協力のための努力の一環として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とドミニカ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十六億六千万円（六、六六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）及び米州開発銀行によって作成された「サントドミンゴ首都圏における統合的及び持続可能な固形廃棄物管理プログラムのための協調融資計画」の下での統合的な固形廃棄物管理改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、ドミニカ共和国政府に供与されることになる。借款は、米州開発銀行との協調融資として特徴付けられる。

2　(1)　借款は、ドミニカ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・七パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ドミニカ共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ドミニカ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡと米州開発銀行との間で作成された枠組協定に従って調達されることを確保する。

5　ドミニカ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してドミニカ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためドミニカ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ドミニカ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してドミニカ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してドミニカ共和国において課される全ての付加価値税

8　ドミニカ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びドミニカ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

9　ドミニカ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国駐在

日本国特命全権大使　高木昌弘閣下

ドミニカ共和国外務大臣

ロベルト・アルバレス閣下

（ドミニカ共和国側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国駐在

日本国特命全権大使　高木昌弘

ドミニカ共和国外務大臣

ロベルト・アルバレス閣下

（ドミニカ共和国側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国駐在

日本国特命全権大使　高木昌弘

ドミニカ共和国外務大臣

ロベルト・アルバレス閣下

○外務省告示第百二十三号

令和七年一月十日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年三月七日に効力を生じた。

令和七年四月二日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、インドネシア共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全

保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十億円（一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2 (1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3 (1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十五年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5 (1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が被供与国の法令に従って免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の被供与国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年一月十日にジャカルタで

インドネシア共和国
日本国特命全権大使　正木靖

日本国特命全権大使　正木靖閣下

インドネシア共和国駐在
国防省防衛戦力総局長
ヘンドリクス・ハリス・ハリヤント殿

（インドネシア共和国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インドネシア共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のインドネシア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年一月十日にジャカルタで

インドネシア共和国
国防省防衛戦力総局長
ヘンドリクス・ハリス・ハリヤント

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　正木靖閣下

○外務省告示第百二十四号

令和四年十一月九日にリヤドで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三十日まで延長された旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百二十五号

令和四年十一月九日にリヤドで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間（令和四年十一月九日付けの口上書により令和三年六月三十日まで延長された）が令和三年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月二日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第五百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年六月四日農林水産省告示第千百号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 236,700トン 二・三　（略） 第三～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 219,900トン 二・三　（略） 第三～第十一　（略）

○農林水産省告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山四二四一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字奈良津五二二九の一・五二二九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五二二九の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市神戸町四九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字向土路久三六一六の一七、三六一六の一八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字渡内五四七〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町桧木内字霞田二〇、字除野一、二、四、五二、七二の一、七四、七七、七八、八〇から八二まで、八五、八六、八八の一、九〇、九三、九五、九七、一〇二から一〇七まで、一〇八の二、一〇九、一一〇、一一四、一一七から一二二まで、一二三の一、一二三の二、一二三の四、一二四、字上道二、六、八、一八、一九、七五、一四六、一六〇、一六一、一六九の二、一七五、一八九の二、一九五、字中島二〇八の一、二〇八の三、字中里二二九、二四五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村八五八八、八五八九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字稲村八五八八・八五八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県庄原市西城町八鳥字内京五三七二の一、五三七二の三、五三七二の二八、五三七三の一、西城町大屋字馬酔七三五の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年四月七日、同月八日及び同月十二日（予備、同月九日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年四月七日及び同月八日(予備、同月九日)の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年四月十三日の〇六〇〇から二〇〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、〇八〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前	Ａ　一一・一六～一一・一六	八六・〇〇メートル　一二・七五二キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　Ａ　一一・一六～一一・一六 〇・〇〇～一八三・一〇	八六・〇〇メートル　一二・七五二キロメートル 一五・二三一	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○岐阜県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○愛知県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○三重県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○京都府公安委員会告示第四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○大阪府公安委員会告示第三十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第六十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

兵庫県公安委員会委員長　澤田　隆

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第二十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

鳥取県公安委員会委員長　勝部　芳子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

○島根県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

島根県公安委員会委員長　藤田　和雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

○岡山県公安委員会告示第三十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年四月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年七月六日まで

国会事項

衆議院

予算送付及び通知

三月三十一日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

令和七年度一般会計予算

予算送付通知書受領

三月三十一日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和七年度特別会計予算
令和七年度政府関係機関予算

法律公布奏上通知書受領

三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

土地改良法等の一部を改正する法律
棚田地域振興法の一部を改正する法律
山村振興法の一部を改正する法律
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律
所得税法等の一部を改正する法律
関税定率法等の一部を改正する法律
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

回付議案受領

三月三十一日参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

令和七年度一般会計予算

議案通知

三月三十一日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

令和七年度一般会計予算

議案通知書受領

三月三十一日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案
山村振興法の一部を改正する法律案
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和七年度特別会計予算
令和七年度政府関係機関予算
土地改良法等の一部を改正する法律案
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員中西績介君が一月二十四日死去されたので、三月三十一日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに農林水産委員長　沖縄及び北方問題に関する特別委員長の要職につき　また国務大臣の重任にあたられた従三位旭日大綬章　中西績介君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

議事日程

四月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号
令和七年四月一日（火曜日）
午後一時開議
一　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

辞令

（庶務部電気施設課長）衆議院
参事　寺田　稔
願により本職を免ずる（三月三十一日）

参　議　院

会議

四月一日（火曜日）午後四時　本会議

議案付託

三月三十一日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）
　内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）
　総務委員会に付託

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）
　外交防衛委員会に付託

議案回付

三月三十一日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

令和七年度一般会計予算

議決通知

三月三十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和七年度特別会計予算
令和七年度政府関係機関予算
土地改良法等の一部を改正する法律案
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案
山村振興法の一部を改正する法律案
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

通知書受領

三月三十一日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

令和七年度一般会計予算

また、同日衆議院議長から、次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和七年度一般会計予算

質問主意書転送

三月三十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六八号）
千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第六九号）
「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七〇号）
デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七一号）

報告書提出

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書
令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）審査報告書
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一七号）審査報告書
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書

予算送付及び通知

三月三十一日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和七年度特別会計予算
令和七年度政府関係機関予算

法律公布奏上及び通知

三月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

土地改良法等の一部を改正する法律
棚田地域振興法の一部を改正する法律
山村振興法の一部を改正する法律
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律
所得税法等の一部を改正する法律
関税定率法等の一部を改正する法律
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程は、三月三十一日次のとおり議決された。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「千二百十二人」を「千二百十三人」に改める。

附　則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局国土交通調査室主任）国立国会図書館専門調査員　内田　竜雄
（調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任）同　ローラーミカ
願により国立国会図書館専門調査員を免ずる（各通）（三月三十一日）
（調査及び立法考査局総合調査室付）国立国会図書館専門調査員　塚田　洋
調査及び立法考査局総合調査室主任を命ずる
（調査及び立法考査局憲法調査室主任兼務）同　小林　公夫
調査及び立法考査局政治議会調査室主任を命ずる
（調査及び立法考査局経済産業調査室主任）同　奥山　裕之
調査及び立法考査局財政金融調査室主任を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室主任）同　秋山　勉
調査及び立法考査局経済産業調査室主任を命ずる
（電子情報部長）国立国会図書館司書　伊藤　克尚
国立国会図書館専門調査員に任命する
調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任を命ずる
（調査及び立法考査局海外立法情報調査室付）国立国会図書館専門調査員　南　亮一
調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる
（調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任）同　内海　和美
調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任を命ずる
国立国会図書館専門調査員に任命する
調査及び立法考査局国土交通調査室主任を命ずる　遠藤　厚志
国立国会図書館専門調査員に任命する
調査及び立法考査局憲法調査室主任を命ずる　佐々木弘通
国立国会図書館専門調査員に任命する
（総務部副部長）国立国会図書館参事　藤本　和彦
国立国会図書館司書に任命する
電子情報部長を命ずる
（総務部副部長・会計課長事務取扱）同　田中　智子
総務部会計課長事務取扱を解く
総務部総務課長事務取扱を命ずる
（総務部副部長・総務課長事務取扱）同　川西　晶大
総務部総務課長事務取扱を解く
総務部企画課長事務取扱を命ずる
（利用者サービス部付司書監・サービス企画課長兼務）国立国会図書館司書　小熊　美幸
国立国会図書館参事に任命する
総務部副部長を命ずる
総務部会計課長事務取扱を命ずる
（調査及び立法考査局社会労働調査室付主幹）国立国会図書館調査員　恩田　裕之
国立国会図書館参事に任命する
総務部副部長を命ずる

（利用者サービス部副部長）国立国会図書館司書　野口　貴弘
国立国会図書館調査員に任命する
主幹を命ずる
調査及び立法考査局付を命ずる
調査及び立法考査局国会分館長事務取扱を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付主幹）国立国会図書館調査員　河合　美穂
調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を命ずる
（総務部副部長・支部図書館・協力課長事務取扱）国立国会図書館参事　立松真希子
国立国会図書館司書に任命する
収集書誌部副部長を命ずる
収集書誌部収集・書誌調整課長事務取扱を命ずる
（総務部副部長・人事課長事務取扱）同　兼松　芳之
国立国会図書館司書に任命する
電子情報部副部長を命ずる
（収集書誌部付主任司書）国立国会図書館司書　大柴　忠彦
司書監を命ずる
総務部付を命ずる
主任司書兼務を命ずる
関西館付を命ずる
（電子情報部電子情報企画課長）同　伊東　敦子
利用者サービス部副部長を命ずる
利用者サービス部サービス企画課長事務取扱を命ずる
（収集書誌部収集・書誌調整課長）同　小柏　良輔
国立国会図書館参事に任命する
総務部管理課長を命ずる
（総務部付主任参事）国立国会図書館参事　関根　美穂
国立国会図書館司書に任命する
主任司書を命ずる
利用者サービス部付を命ずる
（調査及び立法考査局議会官庁資料課長）国立国会図書館調査員　石井　俊行
総務部支部図書館・協力課長を命ずる

（利用者サービス部図書館資料整備課長）国立国会図書館司書　髙品　盛也
電子情報部電子情報企画課長を命ずる
（調査及び立法考査局行政法務課長）国立国会図書館調査員　苅込　照彰
国立国会図書館参事に任命する
総務部人事課長を命ずる
（総務部管理課長）国立国会図書館参事　阿部　泰
国立国会図書館調査員に任命する
主任調査員を命ずる
調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる
（調査及び立法考査局経済産業課長）国立国会図書館調査員　笹子　正成
主任調査員を命ずる
調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる
調査及び立法考査局調査企画課連携協力室長兼務を命ずる
（利用者サービス部複写課長）国立国会図書館司書　小坂　昌
国立国会図書館調査員に任命する
調査及び立法考査局議会官庁資料課長を命ずる
（調査及び立法考査局憲法調査室付主任調査員）国立国会図書館調査員　越田　崇夫
調査及び立法考査局行政法務課長を命ずる
（調査及び立法考査局国会レファレンス課長）同　小笠原美喜
調査及び立法考査局国土交通課長を命ずる
（国際子ども図書館資料情報課長）国立国会図書館司書　清水　悦子
主任司書を命ずる
収集書誌部付を命ずる
（調査及び立法考査局国会分館長）国立国会図書館調査員　中川　透
国立国会図書館司書に任命する
利用者サービス部図書館資料整備課長を命ずる
（関西館収集整理課長）国立国会図書館司書　前田　直俊
主任司書を命ずる
関西館付を命ずる
（総務部企画課長）国立国会図書館参事　小澤　弘太
国立国会図書館司書に任命する
関西館電子図書館課長を命ずる

（収集書誌部逐次刊行物・特別資料課長）国立国会図書館司書　水戸部由美
国際子ども図書館資料情報課長を命ずる
（調査及び立法考査局国会レファレンス課長補佐）国立国会図書館調査員　松本　裕子
国立国会図書館参事に任命する
主任参事を命ずる
総務部付を命ずる
総務部人事課厚生室長兼務を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付主任調査員・調査企画課連携協力室長兼務）同　田中　敏
調査及び立法考査局経済産業課長を命ずる
調査及び立法考査局調査企画課連携協力室長兼務を免ずる
（総務部付主任参事・人事課厚生室長兼務）国立国会図書館参事　樋口　早苗
国立国会図書館司書に任命する
利用者サービス部複写課長を命ずる
（調査及び立法考査局国土交通課長）国立国会図書館調査員　梶　善登
調査及び立法考査局国会レファレンス課長を命ずる
（総務部付主任参事）国立国会図書館参事　奥田　倫子
国立国会図書館司書に任命する
収集書誌部逐次刊行物・特別資料課長を命ずる
（関西館付主任司書）国立国会図書館司書　津田　深雪
関西館収集整理課長を命ずる
（利用者サービス部複写課長補佐）同　松井　俊
国立国会図書館参事に任命する
主任参事を命ずる
総務部付を命ずる
（総務部総務課長補佐）国立国会図書館参事　藤本　守
主任参事を命ずる
総務部付を命ずる
（調査及び立法考査局経済産業課主査）国立国会図書館調査員　髙澤美有紀
主任調査員を命ずる
調査及び立法考査局憲法調査室付を命ずる

（総務部人事課課長補佐）国立国会図書館参事　安田　隆子
主任参事を命ずる
総務部付を命ずる（以上四月一日）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実
経済産業大臣武藤容治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う
国務大臣に指定する
同　城内　実
内閣府特命担当大臣武藤容治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上三月二十九日）
○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　城内　実
経済産業大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　城内　実
内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上三月三十日）
内閣総理大臣補佐官　矢田　稚子
文部科学大臣秘書官　小泉　佑介
願に依り本官を免ずる（各通）
（大津地方裁判所判事補）判事補　高橋　唯
（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　佐藤　雅史
（浜松簡易裁判所判事）同　寺尾　英明
（大阪簡易裁判所判事）同　藤木　義裕
（名護簡易裁判所判事）同　安藤　正樹
（釜石簡易裁判所判事）同　三井　憲人
願に依り本官を免ずる（各通）
（静岡家庭裁判所判事・静岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　細矢　郁
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）同　河原　俊也
（同）同　河村　浩
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）同　倉知　泰久
（同）同　小堀瑠生子

（同）　同
（同）　同
（東京家庭裁判所判事兼東京地方裁判所判事・立川簡易裁判所判事）同
（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同
（同）　同
（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・岡崎簡易裁判所判事）同
（津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事）同
（福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）同
（山形地方裁判所判事兼山形家庭裁判所判事・鶴岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事
（同）　同
（同）　同
（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・立川簡易裁判所判事）同
（名古屋家庭裁判所判事補兼名古屋地方裁判所判事補・半田簡易裁判所判事）同

大畑　拓也
竹内友紀子
吉川　慶

吉村美夏子
寺本　明広
石川真紀子

加藤　靖之

竹内　浩史

杉原　崇夫

田岡　薫征

石田　太郎
川口　寧
金澤　康
藤本　拓大

林　ほなみ

平山　裕也

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上三月三十一日）

（内閣官房内閣情報調査室内閣情報調査室）内閣情報調査室所長）内閣事務官

納冨　中

国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により令和七年三月三十一日限り定年退職

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部長）

木村　賢二

文部科学省に出向させる
（内閣官房内閣審議官（内閣事務官）
農林水産省に出向させる
内閣感染症危機管理統括庁の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官

加藤　達也

任期を令和八年三月三十一日まで更新する

（文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当））

髙谷　浩樹

（文部科学省大臣官房付）同

髙橋　宏治

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（警察庁警備局外事情報部付）

山田　雅史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課長）厚生労働事務官

佐藤　広道

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官

野田　哲之

警察庁に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官

東　高士

総務省に出向させる

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官

岡　貴子

（厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課長）厚生労働事務官

福岡　洋志

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官

髙田　誠子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上三月三十一日）

公正取引委員会

（東北事務所長）内閣府事務官

白石　文男

官房付に転任させる（三月二十九日）

（経済取引局取引部長）内閣府事務官

真渕　博

（官房付）同

白石　文男

（経済取引局企業結合課上席企業結合調査官）同

相澤　央枝

（経済取引局取引部企業取引課企画官）同

大泉　智彦

辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

長野県

○議長選挙

山岸喜昭議長は、三月十三日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　依田　明善

○副議長選挙

続木幹夫副議長は、三月十三日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　中三　博司

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　竹内　秀夫(竹内投資研究会)
2．住所　東京都江戸川区西一之江一丁目15番３号
3．代表者の氏名　竹内　秀夫
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第849号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年10月２日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年４月２日

関東財務局長　目黒　克幸

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　福永　爲善（北浜流一郎）
2．住所　神奈川県横浜市港北区日吉本町６丁目54番16号
3．代表者の氏名　福永　爲善
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2272号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年10月２日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年４月２日

関東財務局長　目黒　克幸

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第４号

沖縄県浦添市内間４丁目17番３号
清算株式会社　株式会社創遊建築企画
代表清算人　工藤　武士

１　決定年月日　令和７年３月18日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号

徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野91番地４
清算株式会社　株式会社ＪＭ
代表清算人　和田　郁生

１　決定年月日　令和７年３月19日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　用語の定義

⑴　共益的債権

清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。

⑵　優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。

⑶　解散日

清算株式会社の解散日である令和５年５月31日をいう。

⑷　本件弁済日

本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。

⑸　徳島大正銀行

株式会社徳島大正銀行をいう。

⑹　日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫をいう。

２　弁済に関する通則的事項

⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。

⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹（大阪弁護士会所属）の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

３　本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第２　共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

第３　協定債権の取扱い

１　協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

債権総額	１億0943万9882円
内訳　元本	１億0458万6995円
解散日までの利息及び損害金	485万2887円
解散日の翌日以後の損害金	額未定

②協定債権者の数

５名

２　協定債権者の弁済

清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

⑴　弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

⑵　弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

ア　弁済総額

金250万円

イ　算定方法

㋐　徳島大正銀行、日本政策金融公庫及び徳島県信用保証協会に対する弁済額

250万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、和田郁生及び横山枝美子を除く全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額に下表記載の各金額を加算した額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。

【協定債権者名】	【加算額】
徳島大正銀行	312万3346円
日本政策金融公庫	197万4480円
徳島県信用保証協会	540万2176円

㋑　和田郁生及び横山枝美子に対する弁済額

和田郁生及び横山枝美子に対する弁済額は、いずれも０円とする。

ウ　各協定債権者への個別弁済額

前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第４　債務免除

協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第５　新たな財産が発見された場合

１　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

福岡県大牟田市大字田隈九五〇番地一

（甲）医療法人シーエムエス

理事長　杉　健三

福岡県大牟田市大字宮部一七二番地の一

（乙）医療法人福寿会

理事長　杉　健三

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりつくる地所株式会社（乙、住所東京都港区六本木一丁目六番一号）の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://tsukuru-jisho.co.jp/

令和七年四月二日

東京都港区六本木一丁目六番一号

フジケンアセット株式会社

代表取締役　髙﨑　将充

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

埼玉県春日部市樋堀三九六番地四

合同会社Ｉ．Ｃ．Ｄ

代表社員　中屋　強

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

静岡県沼津市市道町八―一

イン・サーチ・オブ・エクセレンス・アンド・エレガンス合同会社

代表社員　松蔭　亘

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

東京都港区六本木四丁目三番一一号六本木ユニハウス二二三号

（甲）合同会社ひきつぼし

代表社員　山内　良起

東京都港区麻布十番一丁目二番七号ラフィネ麻布十番七〇一号室

（乙）合同会社綿津見八海

代表社員　山内　良起

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については福岡県知事の認可を得ております。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

大阪市天王寺区生玉町一一―二四生玉小谷ビル三〇一

合同冷社Add Wisteria

代表社員　加藤　俊宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社アシストビジネスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

香川県丸亀市原田町二二二九番地二

アシストビジネス合同会社

代表社員　岡田　公宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千九百九十九万三千九十円減少し、一千万円として減少する資本金の全部を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月七日であり、株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意）は令和七年四月七日付けを予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://altiri.jp/notice

令和七年四月二日

千葉県千葉市中央区問屋町一番三五号千葉ポートサイドタワー二二階西

株式会社アルティーリ

代表取締役　新居　佳英

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百九十三万二千七百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三日

掲載頁　二十七頁

令和七年四月二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一五番一二号

株式会社ネイリー

代表取締役　浅倉　健吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千百四十九万九千六百七十五円、資本準備金の額を三十四億七千二百二十八万四千五百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十一月十二日

掲載頁　十一頁

令和七年四月二日

東京都千代田区永田町二丁目一七番三号

住友不動産永田町ビル一階

ユニファ株式会社

代表取締役　土岐　泰之

基準日設定につき通知公告

当社は令和七年四月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月二日

東京都新宿区富久町七番一二号ＡＫビル

株式会社赤塚屋

代表取締役　新田　隆祐

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二日

北海道帯広市西九条南二十七丁目一四番地一

株式会社ウィネット

代表取締役　藤岡　博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号豊洲フォレシア十一階

ダイアログ・セミコンダクター株式会社

代表取締役　迫間　幸介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号豊洲フォレシア十一階

エシェロン・ジャパン株式会社

代表取締役　迫間　幸介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二日

長崎市伊良林一丁目二番三一号

株式会社西村商会

代表取締役　西村　蔵

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年三月一日確定給付企業年金法第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二日

愛知県名古屋市昭和区鶴舞四丁目一六番二七号　医療法人交正会確定給付企業年金

清算人　山内　智雄

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	上	終りから一五	アンド・ドクノロジー・リサーチ	アンド・ドクノロジー・リサーチ
一〇	〃	三	Profflab LLC.;LLC Profflab;	

令和七年三月十日（号外第四十七号）官庁報告欄労働の部（最低工賃の改正決定に関する公示）（印刷誤り）

七一	上	表中規格欄中七～八	２つ穴２つ穴	２つ穴

令和七年三月三日（号外特第一号）外務省告示第二十七号（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件の一部を改正する件）（原稿誤り）